

浜松科学館「みらいーらカフェ」利用規約(営業協力者)

1. 本規約の適用

本規約は、浜松科学館カフェに「営業協力者」(以下「協力者」という。)として参加する者に適用されるものとします。本規約に記載のない事項に関しては、指定管理者(カフェ運営者：株式会社 SBS プロモーション。以下「運営者」という。)と協力者の間で協議の上決定することとします。

2. 運営者に関わる規約

(1)利用の条件

- ①協力者は、「みらいーらカフェ」(以下「カフェ」という。)の厨房で調理を行い、カフェエリアで飲食提供を行うこととします。厨房は「飲食店」の営業許可を取得しています。
- ②協力者は、厨房の備品を使用することが出来ます。それ以外の飲食提供に必要な調理器具や食器類等は準備願います。調理・販売・清掃等一連の作業に携わる人員の確保も願います。
- ③協力者は、運営者に基本使用料(1日当たり3,000円※変動有)及び管理料(売上の5%)を支払うこととします。複数の協力者で利用した場合、基本使用料は合算で願います。(※基本使用料・管理料は別途消費税を徴収します。)
- ④協力者は、飲食提供した日の営業終了後にその日のゴミを処理することとします。

(2)協力者の申込み方法

①参加申請書の提出

参加を希望する協力者は、浜松科学館「みらいーらカフェ」営業協力者参加申請書(様式1号)を提出するものとします。提出された書類を元に、運営者で審査を行い、参加の可否を決定します。

②承認の連絡

①の書類を提出後、運営者が審査を行い、1週間以内にメールまたは電話にて審査結果をご連絡します。

(3)営業協力日の決定

営業協力日については、運営者が協力者と調整をし、運営者が決定します。

(4)一日の運営方法

- ①厨房を利用できるのは、運営日の9:00~17:00とします。
- ②前日に材料・備品を持ち込むことは可能です。ただし、前日が休館日の場合は除きます。

- ③飲食物を提供する時間は、原則として 11:00～16:30(夏季期間は 17:30 まで)としますが、時間を変更したい場合は事前に運営者と相談の上変更することが出来ます。
- ④協力者は飲食提供を開始する前に、清掃などを適切に行うものとします。
- ⑤協力者は、一日の営業終了後に清掃および自身で持ち込んだ備品や消耗品の撤去を行うものとします。油脂類を扱った際には、グリストラップの清掃もお願いします。
- ⑥協力者は、一日の営業終了後に調理室の備品について、破損や不具合がないかどうかを運営者とともに確認するものとします。
- ⑦調理・飲食に係るゴミは全て協力者自身で持ち帰るものとします。

(5) 協力者が準備すべきもの

- ①調理に必要な材料は、調味料も含め全て協力者が持ち込むものとします。
- ②調理時は調理に適した服装を心掛け、マスクやゴム手袋など衛生管理上必要な消耗品は協力者で用意するものとします。
- ③食器や箸等も協力者が用意するものとします。

(6) 設備・備品

協力者は、厨房にある設備・備品を使用することができるものとします。

(7) 精算

① 価格

価格は、協力者が独自に設定し、運営者に共有するものとします。なお、価格の記載は税込価格に統一するものとします。

② 精算について

使用料は営業終了後直ちにお支払いいただきます。当日の売上はそのままお持ち帰りください。

(8) 食中毒発生の場合の対応

協力者として提供した飲食物による食中毒が発生した場合は、運営者が施設の営業停止処分を受ける可能性があります。賠償金などが発生した場合は、協力者自身で負担していただきます。

(9) 器物破損の場合の対応

- ①協力者は一日の営業終了後に、必ず備品チェックシートを用いて備品の破損がないか確認し、営業期間が終了する際に運営者と共に再確認します。
- ②備品などの器物の破損が認められた場合は、協力者に弁償していただく場合があります。

3. イベント開催

(1) イベント開催の条件

協力者がカフェスペースを使用し、イベントの開催を希望する場合は、下記条件を満たすことが必須となります。

- ①事前に運営者に相談の上、企画書を提出すること。
- ②運営者によって、「みらいーらカフェ」の趣旨や条件に当てはまると判断されること。

(2) 開催可能な日程

イベントを開催できる日時は、「みらいーらカフェ」の営業時間内とします。

4. 使用上および活動上の禁止事項

次の全てに関する行為を行うことを禁止します。禁止行為を行う、もしくは第三者による施設内でのその行為に協力したと運営者が見なした協力者は契約解除の対象となります。また、当施設の構造物、設備、備品を汚損、破損、紛失された場合はその損害を賠償していただきます。

- (1) 「みらいーらカフェ」において衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為をすること。
- (2) 施設内に危険物及び重量物、腐敗物、ペットを持ち込むこと。
- (3) 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること。
- (4) 協力者が利用権を他者に無断で譲渡すること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行うこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動を行うこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うこと。
- (8) その他、不相当と当施設が認めた場合。

5. 災害対策、災害時の協力

災害発生時またはその恐れがあるとき、災害対策の為に必要と認められる時は、施設全体が協力する体勢をとります。運営者の指示に従い協力願います。

6. その他の条件

(1) 喫煙

・施設内は全エリア禁煙となっております。

(2) 掃除

・カフェの厨房及び飲食に使用したテーブル等は、協力者自身で清掃していただきます。

(3) ゴミ

・調理及び飲食のゴミの処分は協力者自身で行います。

(4) 公共施設内空間の維持

- ・カフェ利用の際、浜松科学館での事業(サイエンスショー等)を妨げるほどの迷惑音を出す行為は禁止します。
- ・施設内での信仰宗教等の勧誘、ビラの配布等を禁止します。

7. 免責事項

以下の項目に該当する場合、当施設ではその責任を負うことが出来ませんので ご了承ください。

- (1) 天災、火災、その他不可抗力により当施設の利用が困難になった場合の その利用に際する一切の損害。
- (2) ご利用者が上記ご利用規定項目、「禁止・注意」項目に違反されたため 当施設ご利用を謝絶することによって生じた一切の損害。
- (3) ご利用者および第三者の所有物や現金などの貴重品、その他これに類する物の盗難・毀損による一切の被害。

8. 規約の変更

本規約は事前の承諾なしに変更されることがあります。変更を行う場合には、変更後の本規約の内容を、当社が適当と判断する方法によって、事前に会員に告知するものとします。当該告知に基づき変更後の本規約の内容を掲示した時点をもって変更の効力が生じるものとします。

附則

本規約は令和 3 年 12 月7日から施行します。